



議案第十九号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「・本泉」の下に「・今泉（若宮地区を含む。）・森・鎌田」を加える。

別表一を次のように改める。

別表一（第六条関係）

工事負担金表

口径 ミリメートル	新設 円	臨時施設 円	口径変更
一三	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇	新設との差額
二〇	八〇〇〇〇	二〇〇〇〇	〃
二五	一三〇〇〇〇	三二五〇〇	〃

一五〇以上	管 理 者 が 定 め る 。	
三〇	一八〇〇〇〇	四五〇〇〇〇
四〇	三〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇
五〇	四八〇〇〇〇	一二〇〇〇〇
七五	一二〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇
一〇〇	二一〇〇〇〇	五二五〇〇〇
		〃
		〃
		〃
		〃
		〃

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定のうち今泉（若宮地区を含む。）・森・鎌田区域の規定は、この条例の規定に基づく給水を開始した日から施行する。